

# 令和 8 年度(2026 年度) 北海道白老東高等学校 一般入学者選抜募集要項

## 1 募集人員

全日制課程 普通科 80 名 (推薦による入学者数を含む)

## 2 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和 8 年（2026 年）3 月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和 8 年（2026 年）3 月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和 8 年（2026 年）3 月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 【留意事項】

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和 8 年 1 月 19 日（月）～ 令和 8 年 1 月 22 日（木）	9:00 ～ 16:30 (22 日は 12:00 までとする。)

## 4 出願の手続

### (1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。ただし、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日に満 18 歳以上の者（平成 20 年（2008 年）4 月 1 日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かれる書類を添付して、直接本校校長に提出すること。

### 【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かれる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、本校校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 14 条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、本校校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和 26 年北海道教育委員会規則第 8 号）第 15 条の規定による入学願書（同規則別記第 3 号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和 39 年北海道条例第 41 号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和 7 年（2025 年）12 月 5 日（金）～令和 8 年（2026 年）1 月 22 日（木）

**【留意事項】****1 入学願書の作成**

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和8年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

**2 入学願書の入力等**

- (1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行なう者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。
- (2) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。
- (3) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「○○方」、「○○マンション○○号室」等詳細に入力すること。
- (4) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

**イ 写真台紙（ウェブ申請用（別記様式1））**

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

**ウ 住民票の写し**

出願後において本校校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和8年（2026年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

**エ 隣接学区等就学承認通知書**

通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

**【留意事項】**

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和7年（2025年）12月5日（金）正午までに、中学校長を経由して、本校校長に提出し承認を受けること。この場合において、承認又は不承認の通知は、令和7年（2025年）12月12日（金）までに行う。

**オ 個人調査書**

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

**(2) 中学校長の手続****ア 入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表**

高等学校長に出願者の入学願書（ウェブ申請用）を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式2）を添付すること。

**【留意事項】**

- 1 収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができる。
- 2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書きし、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。
- 3 出願者一覧表用紙は、中学校において作成すること。
- 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

**イ 個人調査書**

中学校長は、令和8年（2026年）2月13日（金）から2月18日（水）正午までに、本校校長に個人調査書（別記様式3）を送付すること。

なお、中学校卒業後5年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）については、個人調査書の作成を要しない。

**【留意事項】**

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。

- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和8年（2026年）2月18日（水）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができる。
- 5 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
- 6 個人調査書を本校校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

## 5 出願状況の発表

令和8年（2026年）1月22日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	1月26日（月）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## 6 出願変更

### （1）一般の場合

ア 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

#### 【留意事項】

出願者が普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月27日（火）～	9:00～16:30
令和8年（2026年）2月2日（月） (日曜日及び土曜日を除く。)	(2日は16:00までとする。)

ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

エ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

（ア）中間発表

区分	期日	時間	場所
高等学校（掲示）		16:30	各高等学校
全道（発表）	1月29日（木）	当日中	学力向上推進課ウェブページ

（イ）最終発表

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	2月12日（木）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

## 7 学力検査

### （1）検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月4日（水）とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 ～ 10:15	10:35 ～ 11:30	11:50 ～ 12:45	13:35 ～ 14:30	14:50 ～ 15:45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

### （2）受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

## 8 面接等

令和8年（2026年）3月5日（木）に行う。ただし、これにより難い場合は前日の学力検査終了後に行う場合がある。

## 9 学力検査及び面接等の会場

本校とする。

## 10 追検査

### （1）対象者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

### （2）出願の手続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を本校校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長へ電話等により連絡すること。

イ 出願者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

### 【留意事項】

1 中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前に電子メール等で追検査受検願の写しを本校校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

2 中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を本校校長へ電話等により連絡すること。

### （3）学力検査の実施

学力検査を実施する。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

#### ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月11日（水）とする。

#### イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、本校とする。

#### ウ 実施内容

「7 学力検査」の（1）イによる。

#### エ 受検者の持参すべきもの

「7 学力検査」の（2）に加え、追検査受検承認書を持参すること。

### （4）面接の実施

学力検査終了後に行う。ただし、これにより難い場合は令和8年（2026年）3月12日（木）又は3月13日（金）に行う場合がある。

## 11 合格発表

令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（本校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知する。

## 12 合格者の追加

（1）合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行う。

（2）追加した合格者への通知は、令和8年（2026年）3月18日（水）に行う。

### 【留意事項】

#### 1 入学意思の確認

（1）中学校長は、合格者に対し、令和8年（2026年）3月17日（火）午後3時30分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。

（2）中学校長は、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を本校校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。

#### 2 追加合格

（1）合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行う。

（2）本校校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入

学意思を確認の上、令和8年（2026年）3月18日（水）午後4時30分までに本校校長に報告すること。

なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和8年（2026年）3月19日（木）午後4時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

### 13 第2次募集

#### (1) 第2次募集を行う場合

- ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。
- イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

#### (2) 募集人員の発表

区分	期日	時間	場所
高等学校（掲示）	3月19日（木）	9:00	各高等学校
全道（発表）		当日中	学力向上推進課ウェブページ

#### (3) 出願資格

出願資格は「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学者選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む）。
- イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確認書を提出しなかった者

#### (4) 出願の受付

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）3月23日（月）～	
令和8年（2026年）3月24日（火）	9:00～16:30

#### (5) 出願の手続

- ア 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。

#### 【留意事項】

当初の入学者選抜（本検査及び追検査）において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

- イ 出願者は、入学願書（手書き用（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、本校校長に提出すること。

#### 【留意事項】

第2次募集の出願に当たっては、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

- ウ 上記ア、イにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。
- エ 中学校長は「4 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和8年（2026年）3月25日（水）までに本校校長に送付すること。  
なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

#### 【留意事項】

- 1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

#### (6) 合格発表

令和8年（2026年）3月27日（金）までに合格者に通知する。

### 14 道外からの出願者の手続

#### (1) 出願できる場合

- ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和8年（2026年）4月7日（火）までに道内に住所を移転することが確実なとき。

- イ 本校校長が、特別の事情があると認めたとき。
- (2) 出願の期日  
出願の受付は、令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）までとする。
- (3) 出願の手続  
出願の手続は「4 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式 20）を、提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。  
なお、北海道収入証紙の購入が困難である場合は、代わりにオンライン支払又は定額小為替により、入学検定料を納付することができる。

【留意事項】

- 1 オンライン支払により入学検定料を納付する場合、マニュアルを参照すること。
- 2 定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

## 15 学力検査の得点の情報提供

- (1) 情報提供対象者  
受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人（以下「受検者等」という。）とする。
- (2) 情報提供場所  
本校とする。
- (3) 情報提供の方法  
情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。
- (4) 情報提供の期間  
令和 8 年（2026 年）3 月 18 日（水）から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日（月）までとする。
- (5) 情報提供の集中受付期間  
(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、受付窓口を設置するなどして対応する。

集中受付期間	受付時間
令和 8 年 3 月 18 日（水）～ 令和 8 年 3 月 26 日（木） (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9：00 ～ 15：00

【留意事項】

- 1 受検者等の確認方法
  - (1) 受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認する。
  - (2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第 3 項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認する。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認する。
- 2 その他  
受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に本校校長に連絡すること。受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定する。